

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年9月19日（平成29年（行個）諮問第146号）

答申日：平成30年2月15日（平成29年度（行個）答申第191号）

事件名：本人に関して特定個人が矯正局職員に伝えた内容が記録された文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「本件開示請求者を原告とする民事訴訟において、被告となっている特定住所 特定会社代表取締役特定個人が、平成28年12月から同29年2月までの間、原告の勤務していた特定刑事施設特定支所（以下「特定支所」という。）の上級官庁である法務省矯正局の職員に対して、直接あるいは他官庁経由で、開示請求者に関して伝えた、会話、送付した書面等の内容が記録された電話録取書、報告書等の一切の文書について、当該民事訴訟（特定裁判所 特定事件番号特定請求事件）において書証とするため、開示を求めたものである。なお、開示に不都合な部分があれば、部分開示でも結構である。（矯正局特定課特定室において作成、保管に当たったものと思料される。）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年6月15日付け法務省矯総第1551号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、本件対象保有個人情報の全部を開示するよう求める。仮に、開示に不都合な部分があれば、部分開示でも結構である。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

ア 本件開示請求した文書において、開示請求者以外に含まれる特定の個人とは、開示請求者を原告として提起された民事訴訟（特定裁判所 特定請求事件）において被告とされた者であることは既に明らかであり、法14条に基づくとされた不開示には理由がない。仮に、不相当部分があったとしても、法15条に基づき、当該部分を抹消して部分開示すれば、差し支えないものである。

イ 開示を求めている文書中には、矯正局特定課特定室職員が部外者に対し、審査請求人に関して不適切な対応・発言をした内容を含んでいる可能性があり、これを隠蔽するため、全部不開示としている疑いがある。

具体的には、審査請求人が特定支所に勤務していた本年（平成29年を指す。以下、第2において同じ。）1月から3月にかけて、上記民事訴訟の被告からの的外れな抗議に屈した同特定室職員が、特定刑事施設特定部長Aと特定支所長Bを介して、審査請求人に対し、本年3月末に退職するまで訴訟を提起しないように不当な圧力を掛けた事実の露見を防ぐため、全部不開示決定していることが疑われる。

仮に、このような矯正局特定課特定室の不当な事情による不開示決定だとすれば、許し難い違法な決定であり、真実を明らかにするためにも断固開示を求めるものである。

## （2）意見書（添付資料は省略）

本件審査請求に係る開示請求文書において、開示請求者以外に含まれる特定の個人とは、開示請求者を原告として提起された民事訴訟（特定裁判所特定請求事件）において被告とされた者であることは、同訴訟の訴状（別途本件審査請求書に添付して諮問庁に提出済み）から明らかであり、また、平成29年7月4日付け被告第1準備書面（別添資料1）において、同被告が法務省に架電した事実を認めており、さらに、会社名と代表取締役の氏名は、履歴事項全部証明書（別添資料2）で公開されているところであり、法14条に基づくとされた本件不開示には理由がない。

また、本件文書については、上記訴訟における重要な証拠となるものであることから、別途、裁判所から諮問庁宛てに文書送付嘱託しているところであり、仮に、不適當部分があったとしても、法15条に基づき、当該部分を抹消して部分開示すれば、差し支えないものである。

なお、開示を求めている文書中には、矯正局特定課特定室職員が、部外者である上記被告に対し、審査請求人に関して不適切な対応・発言をした内容を含んでいる可能性があり、これを隠蔽するため、全部不開示としている疑いがある。

具体的には、審査請求人が特定支所に勤務していた本年1月から3月にかけて、上記被告からの的外れな抗議に屈した同特定室職員が、特定刑事施設特定部長Aと特定支所長B（当時）を介して、審査請求人に対し、本年3月末に退職するまで訴訟を提起しないように不当な圧力を掛けた事実の露見を防ぐため、全部不開示決定していることが疑われる。

仮に、このような矯正局特定課特定室の不当な事情による不開示決定だとすれば、許し難い違法な決定であり、真実を明らかにするためにも

断固開示を求めるものである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、本件開示請求者を原告とする民事訴訟において、被告となっている特定会社に所属する特定個人が、特定の期間、原告の勤務していた特定刑事施設の上級官庁である特定局の職員に対して、直接あるいは他官庁経由で、開示請求者に関して伝えた、会話、送付した書面等の内容が記録された電話録取書、報告書等の一切の文書（同文書に記録された保有個人情報）が本件対象保有個人情報である。）について、当該民事訴訟（特定裁判所特定事件）において書証とするため、開示を求める旨の保有個人情報開示請求を行ったことに対し、処分庁が、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで、法14条2号又は同条3号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報又は法人その他の団体等に関する情報が開示されるのと同様の結果が生じることを理由として、不開示決定（以下、第3において「本件決定」という。）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、本件決定の取消しを求めていることから、以下、本件決定の妥当性について検討する。

2 本件決定に係る存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件対象保有個人情報の存否を明らかにした場合、本件開示請求書に記載された事案について、開示請求者以外の特定個人が、特定局の職員に対し、審査請求人に関して何らかの文書又は電話等により、何らかの情報を伝えたか否かの事実を明らかにするのと同様の結果が生じ、法14条2号の規定により不開示とすべき開示請求者以外の個人に関する情報を開示するのと同様の結果を生じさせることとなる。

(2) また、本件開示請求書には、特定個人が所属する特定会社名が記載されているところ、仮に、特定個人が特定局職員に対して何らかの情報を伝えていたとした場合、特定個人が、個人としてではなく、特定会社に所属する者又は開示請求者以外の事業を営む個人としての立場から当該情報提供を行った可能性も否定できない。

そうすると、本件対象保有個人情報の存否を明らかにした場合、本件開示請求書に記載された事案について、当該法人等として、特定局の職員に対し、審査請求人に関して何らかの文書又は電話等により、何らかの情報を伝えたか否かの事実を明らかにするのと同様の結果が生じ、法14条3号の規定により不開示とすべき法人等に関する情報を開示するのと同様の結果を生じさせることとなる。

(3) したがって、処分庁が、本件対象保有個人情報について、法17条の規定により、不開示とした本件決定は、妥当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| ① 平成29年9月19日 | 諮問の受理             |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ 同年10月23日   | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 平成30年1月23日 | 審議                |
| ⑤ 同年2月13日    | 審議                |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求等について

本件対象保有個人情報、上記第1に掲げる文書に記録された保有個人情報であり、処分庁は、本件対象保有個人情報の存否を答えることにより、法14条2号又は3号に該当する不開示情報を開示するのと同様の結果を生じるとして、法17条に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしているので、以下、本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について検討する。

### 2 本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について

#### (1) 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるところ、その存否を答えることは、本件開示請求書記載の特定裁判所に提起された特定請求事件について、開示請求者以外の特定個人が、矯正局の職員に対し、審査請求人に関して、何らかの文書又は電話等により何らかの情報を伝えた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

#### (2) そこで、本件存否情報の不開示情報該当性について検討すると、まず、本件存否情報は、開示請求者以外の特定個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、法14条2号本文前段の情報に該当すると認められる。

次に、法14条2号ただし書イ該当性についてみると、本件存否情報は、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するとは認められないから、同号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

#### (3) したがって、本件存否情報は、法14条3号について判断するまでもなく、同条2号の不開示情報に該当すると認められることから、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで同号の不開示情報を開示することとなるため、法17条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは、妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を

左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法14条2号又は3号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同条2号に該当すると認められるので、同条3号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史